令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）
交付規程

令和８年６月 17 日 環技業（8t 陽）第 26061701 号
改正　令和８年７月 21 日 環技業（8t 陽）第 26072101 号
一般社団法人環境技術普及促進協会 制定

（通則）

第１条　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付要綱（令和７年４月18日付け環地温発第25041831号。以下「交付要綱」という。）及びペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業実施要領（令和７年４月18日付け環地温発第25041831号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人環境技術普及促進協会（以下「協会」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第２条の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象）

第３条　協会は、前条の目的を達成するため、別表第１の第１欄及び第２欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第１の第３欄において協会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

２　前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙１に規定する者とする。

３　第１項に規定する補助事業を２者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。

４　他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。

５　別紙２の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に

ついては、交付の対象としない。

６　補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙１に定めるとおりとする。

（交付額の算定方法）

第４条　この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

一　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。

二　別表第１の第３欄に掲げる補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

三　一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額をもとに、別表第１の第５欄に掲げる方法で算出した額を交付額とする。

２　交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第１による交付申請書を協会に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第６条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第２による変更交付申請書を協会に提出しなければならない。

（交付の決定）

第７条　協会は、第５条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第３による交付決定通知書又は様式第４による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

２　第５条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

３　協会は、第４条第２項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第８条　補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一　補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

二　補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

三　次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第５による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第６条に定める手続によるものとする。

ア　別表第２の第１欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。

イ　補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

四　補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第６による中止（廃止）承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。

五　補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第７による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受けなければならない。

六　補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに様式第８による遂行状況報告書を協会に提出しなければならない。

七　補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく様式第９による名称変更等報告書により協会に報告しなければならない。

八　補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間又は第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

九　協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

十　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一　協会は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、

期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十二　協会は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を協会に納付させることができる。

十三　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十四　補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産にペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業で取得した財産である旨を明示するとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年５月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第４に定める財産処分納付金について、協会が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

十五　補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジットとして登録を行ってはならない。

十六　補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には協会が別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十七　補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。

２　補助事業者は、第７条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を協会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

３　協会が第12条第１項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が協会に対し、民法第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民

法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、協会は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が協会に対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一　協会は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二　債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

三　協会は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

４　第２項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、協会が行う弁済の効力は、協会が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（申請の取下げ）

第９条　申請者は、第７条第１項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって協会に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の指導等）

第10条　協会は、第８条第１項第六号の規定による報告書及び本条第２項の規定による報告並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

２　大臣又は協会は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（実績報告書）

第11条　補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の２月10日のいずれか早い日までに様式第12による完了実績報告書を協会に提出しなければならない。なお、第８条第１項第十四号に定める様式第11による取得財産等管理台帳がある場合、当該台帳を併せて提出しなければならない。

２　補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年４月１日から翌年の３月31日までの期間）が終了したときは、翌年度４月10日までに様式第13による年度終了実績報告書を協会に提出しなければならない。

３　補助事業者は、第１項又は第２項の実績報告を行うに当たって、第４条第２項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消

費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条　協会は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第８条第１項第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第14による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

２　協会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難い場合には、額の確定通知の日から90日以内で協会の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第13条　補助金は、前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、協会が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第15による精算（概算）払請求書を協会に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条　協会は、第８条第１項第四号による補助事業の全部若しくは一部の廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第７条第１項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一　補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく協会の指示等に従わない場合

二　補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三　補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四　天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

五　補助事業者が、別紙２の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

２　協会は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

３　協会は、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第１項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）に年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。

４　第２項に基づく補助金の返還については、第12条第３項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

（翌年度における補助事業の開始）

第15条　補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第16による翌年度補助事業開始承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。

２　前項の規定は、複数年度計画の補助事業として協会が採択し、交付決定した補助事業について適用する。

（事業報告書の提出）

第16条　補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から３年間、年度毎に当該補助事業による過去１年間の二酸化炭素削減効果等に係る様式第17による事業報告書を当該年度の翌年度の４月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出しなければならない。また、補助事業が３月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の３月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の４月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後３年間保存しなければならない。

（交付申請等の方法等）

第17条　申請者又は補助事業者は、第５条の規定に基づく交付の申請、第６条の規定に基づく変更交付の申請、第９条の規定に基づく申請の取下げ、第８条第１項第三号の規定に基づく計画変更の申請、同項第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、同項第五号の規定に基づく事業遅延の報告、同項第六号の規定に基づく状況報告、同項第七号の規定に基づく名称変更等の報告、同項第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、同項第十四号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第11条第１項若しくは第２項の規定に基づく実績報告及び取得財産等管理台帳、又は第13条第２項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の３の規定に準じて協会が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

２　協会は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

３　協会、申請者及び補助事業者は、原則として、前２項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法により行うことができないとき又は電磁的記録（適正化法第26条の２の規定に準じて協会が定めるものをいう。以下同じ。）を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は協会が定める方法で手続きを行うことができる。

４　申請者又は補助事業者は、第１項の規定により交付申請等を行う際に、氏名欄に旧氏を記載することを希望する場合は、旧氏を記載する若しくは現行の氏名に加えて括弧書きで併記することができる。

５　協会は、第２項の規定による通知、承認、指示又は命令を行う際に、氏名欄に旧氏を記載することを希望する場合は、旧氏を記載する若しくは現行の氏名に加えて括弧書きで併記することができる。

（秘密の保持）

第18条　協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の

証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第19条　申請者は、別紙２の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第20条　この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別に定める。

附　則

１　この規程は、令和８年６月17日から施行する。

２　令和７年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）から継続実施する補助事業（以下「継続事業」という。）については、本交付規程を適用する。ただし、継続事業に係る補助対象経費、基準額、交付額の算定方法及び補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、従前の交付規程のとおりとする。

３　前項の継続事業のうち、継続事業を行う者（以下「継続事業者」という。）が、前年度に適用した交付規程に基づき翌年度における補助事業の開始に係る承認を受けている場合は、本年度において協会が大臣から交付決定を受けた日から、継続事業者が本年度における継続事業に係る交付決定を受ける日の前日までの間において、継続事業を開始することができる。

附　則

１　この改正は、令和８年７月 21 日から施行する。

２　令和７年度からの継続事業については、改正前の本交付規程を適用する。

別表第１

１ 補助事業の区分	２ 補助事業の内容	３ 補助対象経費	４ 基準額	５ 交付額の算定方法
ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業	①ペロブスカイト太陽電池等の導入を行う事業 （設備等導入事業）	事業を行うために必要な工事費等であって別表第２に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認めた額	ア　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ　第３欄に掲げる補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ　アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に３分の２※1※2を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が10億円を超えた場合は10億円を交付額とする※3。
	②ペロブスカイト太陽電池等の導入に向けた事前調査や計画策定を行う事業 （事前調査・導入計画策定事業）	ペロブスカイト太陽電池の設置を念頭とした検討のための事業を行うために必要な人件費及び業務費等であって別表第２に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認めた額	ア　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ　第３欄に掲げる補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ　アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に10分の９を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、交付額の上限は１施設当たり500万円とする。

※１　以下のいずれかの条件を満たす場合は、補助率を４分の３とする。

①地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられた避難施設や業務継続計画に位置づけられた施設にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入するもの

②温室効果ガス排出削減に向けた目標と計画を提出でき、サプライチェーンの脱炭素化の一環としてフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入するもの

③インフラ空間（道路、空港、港湾、鉄道等）へフィルム型ペロブスカイト太陽電池を設置するもの

④設置場所の耐荷重が６kg/㎡以下相当で、耐火性の観点や固定において特別な施工を要しない屋根（金属屋根等）に設置するもの

⑤2029 年度までに、同一主体が累計で 0.1MW 以上のフィルム型ペロブスカイト太陽電池の設置を計画しており、その計画の提出が可能なもの

※２　定置用蓄電池については、インフラ空間（道路、空港、港湾、鉄道等）へフィルム型ペロブスカイト太陽電池を設置する場合に限り対象とし、補助率は３分の１とする。

※３　２か年事業において、２か年の交付額の合計額が 10 億円を超える場合、２か年の交付額の合計は 10 億円とする。

別表第２

１ 区分	２ 費目	３ 細分	４ 内　容
工事費	本工事費	（直接工事費）	
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の２省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35 万円/kW を上限とする。））
		（間接工事費）	
		共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用

			③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び

<table>
<tr>
<td rowspan="2">事務費</td>
<td rowspan="2">事務費</td>
<td></td>
<td>検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費、備品購入費及び系統連系申請費をいい、内容については別表第３に定めるものとする。
事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

号	区　　分	率
１	５，０００万円以下の金額に対して	６．５％
２	５，０００万円を超え１億円以下の金額に対して	５．５％
３	１億円を超える金額に対して	４．５％

別表第３

１ 区分	２ 費目	３ 細目	４ 細分	５ 内　容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料 及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。

		消耗品費 備品購入費 系統連系申請費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。 本補助事業に関する系統連系を一般送配電事業者又は配電事業者に申請するために必要な経費をいう。

別紙１（第３条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）

１　対象事業の要件

【設備等導入事業】

本補助事業は、耐荷重等の制約により従来型の太陽光パネルの設置が困難な設置場所にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入する事業であって、以下の要件ア～クをすべて満たす事業を対象とする。

ア　（１）設置場所の耐荷重（※１）が 10kg/m² 以下相当（※２）（※３）、かつ、発電容量が１施設あたり 5kW 以上であること。

※１　ここでの耐荷重とは、設置場所での積載荷重等を基準とし、既存の設置物等を考慮した上での、追加的に許容される荷重を指す。

※２　以下の場合を含む。
従来型の太陽電池モジュールの設置が困難である設置場所であり、安全性を確保するために耐荷重の余力を必要とする構造物において、10kg/m² 相当を超える耐荷重が必要であることが建築士など構造設計の専門家により確認された場合。

※３　※１の充足については、以下のいずれの方法で確認する。
①構造計算書に記載された積載荷重等に基づき、耐荷重を確認する。
②構造計算書が確認できない施設については、建築士など構造設計の専門家が設置の安全性を確認した上で、耐荷重が 10kg/m² 以下相当であることを確認する。

（２）上記（１）の要件を満たさない場合にあっては、以下の要件をすべて満たすこと。
①地方公共団体による申請であること。なお、当該要件を満たす事業の採択件数は５件程度を見込むため、１地方公共団体につき、申請は原則１事業かつ１施設とする。
②上記（１）を満たさない合理的な理由について説明ができること。
③該当施設にペロブスカイト太陽電池を設置する必要性について説明ができること。
④ペロブスカイト太陽電池の普及啓発効果が高いこと。
⑤当該施設への設置を活かし、地方公共団体内外に向けて実施するペロブスカイト太陽電池の普及啓発計画を提出すること。

イ　需要地と近接し、50%以上の自家消費率があること。

ウ　事業に関する積極的な広報・情報発信を実施すること。

エ　協会、環境省、経済産業省、及び国土交通省に対し、事業内容等についての情報提供が可能であり、当該情報について、個人が特定できないよう加工した上で、第三者へ提供されることや対外的に公表されることに同意できること。

オ　本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。

カ　本事業において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。

キ　設計・施工にあたっては「フレキシブル太陽電池を利用した太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン」等のガイドラインに沿って実施すること。

ク　IoT 製品のセキュリティ対策として、IP 通信機能を有する機器のうち、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」(JC-STAR) の取得対象となる機器については、JC-STAR 適合ラベル取得製品（★1 以上）を使用すること。

【事前調査・導入計画策定事業】

ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた構造物単位での事前調査及び導入計画策定を行う事業であって、以下の要件をすべて満たす事業を対象とする。なお、（1）は本事業内で実施することが必須ではないが、（2）は必ず行うものとする。

（1）事前調査

ア　調査対象施設等において従来型の太陽光パネルの設置が困難、かつ、ペロブスカイト太陽電池の設置が可能であることを明らかにするための調査であること。

イ　ペロブスカイト太陽電池の設置可能面積及び設置可能容量を算出すること。

ウ　１施設あたりの調査対象面積が 100 ㎡以上であること。

エ　建築士など構造設計の専門家による設置の安全性等の判断が可能な調査体制であること。

（2）導入計画策定

ア　従来型の太陽光パネルの設置が困難な設置場所への、ペロブスカイト太陽電池の導入計画を策定すること。

イ　ペロブスカイト太陽電池等の設置位置（離隔距離等を考慮した配置）を示し、導入量（1　対象事業の要件【設備等導入事業】ア（1）の発電容量以上とすること）、想定発電量を算出すること。

ウ　施工可否確認結果（屋根材等を考慮）、補助事業者が予定しているスケジュール（本導入計画策定事業を行った年度終了後、２年以内に導入完了するもの）、事業費を示すこと。

エ　本導入計画策定事業を行った年度終了後、２年以内に、策定した導入計画に基づきペロブスカイト太陽電池を導入すること。

オ　本導入計画策定事業を行った年度終了後２年間、ペロブスカイト太陽電池の導入予定と設置完了について補助事業者が自ら公表すること。

カ　対象事業において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しない計画を策定すること。

キ　協会、環境省、経済産業省、及び国土交通省に対し、事業内容等についての情報提供が可能であり、当該情報について、個人が特定できないよう加工した上で、第三者へ提供されることや対外的に公表されることに同意できること。

ク　IoT 製品のセキュリティ対策として、IP 通信機能を有する機器のうち、独立行政法人情報処

理推進機構（IPA）による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」（JC-STAR）の取得対象となる機器については、JC-STAR 適合ラベル取得製品（★1 以上）を使用する計画を策定すること。

※上記（1）（2）では、経済成長やサプライチェーン強靭化、脱炭素などの同時達成に資するペロブスカイト太陽電池の導入を対象とした調査・計画であること。

なお、（2）エで要件としたペロブスカイト太陽電池の導入が完了できない場合は、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を返還させる場合がある。

2　補助対象設備

【設備等導入事業】

補助対象設備は以下のとおり。

・経済成長やサプライチェーン強靭化、脱炭素などの同時達成に資するものであり、協会から委託した性能評価機関の評価を受け、性能要件を満たしたことが確認された、フィルム型ペロブスカイト太陽電池モジュール
・上記に関する付帯設備（架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線、太陽光発電設備の受変電設備等）
・定置用蓄電池（インフラ空間（道路、空港、港湾、鉄道等）にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を設置する場合に限る。）
・その他協会が必要と認める設備

3　補助金の交付額

【設備等導入事業】

交付額の上限は、１事業あたり１０億円とする（２か年事業の場合は２か年の合計額の上限は１０億円とする）。

補助率は、以下のとおり。

補助対象	補助率
・経済成長やサプライチェーン強靭化、脱炭素などの同時達成に資するものであり、協会から委託した性能評価機関の評価を受け、性能要件を満たしたことが確認された、フィルム型ペロブスカイト太陽電池モジュール ・上記に関する付帯設備（架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線、太陽光発電設備の受変電設備等） ・その他協会が必要と認める設備	３分の２ ※ただし、下記の特別区分Ａ～Ｅのいずれかを満たすものについての補助率は４分の３とする。
・定置用蓄電池　※ただし、下記の特別区分Ｃを満たすものに限る。	３分の１

区分内容	区分
地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられた避難施設や業務継続計画に位置づけられた施設にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入するもの	特別区分Ａ
温室効果ガス排出削減に向けた目標と計画を提出でき、サプライチェーンの脱炭素化の一環としてフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入するもの	特別区分Ｂ
インフラ空間（道路、空港、港湾、鉄道等）へフィルム型ペロブスカイト太陽電池を設置するもの	特別区分Ｃ
設置場所の耐荷重が 6kg/m^2 以下相当で、耐火性の観点や固定において特別な施工を要しない屋根（金属屋根等）に設置するもの	特別区分Ｄ
2029 年度までに、同一主体が累計で 0.1 MW 以上のフィルム型ペロブスカイト太陽電池の設置を計画しており、その計画の提出が可能なもの	特別区分Ｅ

ただし、「１　対象事業の要件」ア（２）の対象事業については、特別区分Ａ～Ｅのいずれかに該当する場合でも補助率は３分の２とする。

【事前調査・導入計画策定事業】

補助率は１０分の９とする。

導入計画策定のみを行う場合、１施設あたりの上限は５０万円とする。

事前調査と導入計画策定を併せて行う場合、１施設あたりの上限は以下の区分とする。

区分	調査対象面積	上限額
構造計算書がある場合	１００㎡以上	１００万円
構造計算書がない場合	１００㎡以上 ～ １，０００㎡未満	４００万円
	１，０００㎡以上 ～ １，５００㎡未満	４５０万円
	１，５００㎡以上	５００万円

４　補助事業期間

【設備等導入事業】

原則として、単年度。

ただし、単年度での実施が困難な事業については、補助事業の期間を２か年度とすることができる。

【事前調査・導入計画策定事業】

単年度。

５　補助金の交付を申請できる者

（１）　本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア　民間企業

イ　地方公共団体

ウ　独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人

エ　地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第３号チに規定される業務を行う地方独立行政法人

オ　国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

カ　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

キ　医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

ク　特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ケ　一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

コ　その他環境大臣の承認を得て協会が認める者

（2）　（1）アの民間企業について、補助金の交付の対象となるのは、交付申請日までに、以下のすべての取組の実施について表明する者に限る。

ア　以下のA及びBの温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。ただし、地球温暖化対策推進法における算定報告制度に基づく2022年度CO2排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに替えることができる。

A：2025年度以前分の排出実績に関する実施内容

なお、GXリーグに参加する場合は、これらの取組を実施するものとみなす。

（ⅰ）国内におけるScope１（事業者自ら排出）・Scope２（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を2030年度について設定し、本補助事業実施期間が含まれる年度分の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

（ⅱ）（ⅰ）で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCMその他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は、未達理由を報告・公表すること。

B：2026年度以降分の排出実績に関する実施内容

2026年度以降のGXフューチャー・リーグに参加し、排出量実績を報告すること。ただし、Aと同様の実施内容に対応している場合、これらの取組を実施するものとみなす。

イ　自社の成長（例：コスト競争力の向上や海外市場の獲得）につながる今後の方針を策定すること。

ウ　必要な人材の確保に向けた取組（例：継続的な賃上げ）を進めること。

6　維持管理

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）は、交付規程第８条第１項第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

7　二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量、再生可能エネルギー発電設備の発電量を把握し、本規程及び協会の求めに応じて、これらの情報その他事業から得られた情報を提供すること。

また、補助事業者は、環境省又は環境省から業務を受託した民間事業者からの要請により、本補助事業に関する情報提供、アンケート調査、ヒアリング調査、現地調査等に協力すること。

8　複数年度事業の廃止

複数年度で事業を完成させることを前提として交付決定された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

9　その他

その他詳細は、本事業の公募要領に定めるところとする。

別紙２（第３条、第14条及び第19条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

交付規程様式等

様式第１　　交付申請書（第５条関係）

　　別紙１　実施計画書

　　別紙２　経費内訳

様式第２　　変更交付申請書（第６条関係）

様式第３　　交付決定通知書（第７条関係）

様式第４　　変更交付決定通知書（第７条関係）

様式第５　　計画変更承認申請書（第８条関係）

様式第６　　中止（廃止）承認申請書（第８条関係）

様式第７　　遅延報告書（第８条関係）

様式第８　　遂行状況報告書（第８条関係）

様式第９　　名称変更等報告書（第８条関係）

様式第10　　消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第８条関係）

様式第11　　取得財産等管理台帳（第８条関係）

様式第12　　完了実績報告書（第11条関係）

　　別紙１　実施報告書

　　別紙２　経費所要額精算調書

様式第13　　年度終了実績報告書（第11条関係）

様式第14　　交付額確定通知書（第12条関係）

様式第15　　精算（概算）払請求書（第13条関係）

様式第16　　翌年度補助事業開始承認申請書（第15条関係）

様式第17　　事業報告書（第16条関係）

様式第１（第５条関係）

識別番号	

第　　号
年　　月　　日

一般社団法人環境技術普及促進協会
代表理事　　水丸　隆雄　　殿

申請者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）
交付申請書

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第５条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

１　補助事業の区分

２　補助事業の目的及び内容
　別紙１　実施計画書のとおり

３　補助金交付申請額　　円
（うち消費税及び地方消費税相当額　　円）

４　補助事業に要する経費
　別紙２　経費内訳のとおり

５　補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定の日　～　　年　　月　　日

６　その他参考資料

７　本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

（１）　責任者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（２）　担当者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（３）　連絡先（電話番号・Ｅメールアドレス）

責任者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

担当者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

注１　交付規程第３条第３項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

２　「６　その他参考資料」として、申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の２決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から１会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から１会計年度を経過し、かつ、２会計年度を経過していない場合には、直近の１決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、住民票の写し）（いずれも発行後３ヶ月以内のもの）を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。

３　別紙１又は別紙２において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

別紙１

識別番号	

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

【設備等導入事業】　　実施計画書

事業名					
事業実施の団体	団体名			法人番号	
	住所				
	代表者役職名			代表者氏名	
事業実施の責任者	責任者	住所			
		所属部署			
		職名		氏名	
		E-mail		電話番号	
事業実施の担当者（事業の窓口）	担当者	住所			
		所属部署			
		職名		氏名	
		E-mail		電話番号	
経理担当者（補助金窓口）	担当者	住所			
		所属部署			
		職名		氏名	
		E-mail		電話番号	
共同事業者	団体名			法人番号	
	住所				
	代表者役職名			代表者氏名	
	担当者	住所			
		所属部署			
		職名		氏名	
		E-mail		電話番号	
	団体名			法人番号	
	住所				
	代表者役職名			代表者氏名	
	担当者	住所			
		所属部署			
		職名		氏名	
		E-mail		電話番号	
	団体名			法人番号	
	住所				
	代表者役職名			代表者氏名	
	担当者	住所			
		所属部署			
		職名		氏名	
		E-mail		電話番号	

【代表事業者及び共同事業者の基本情報等の変更について】

＜1.総事業費及び補助金所要額、CO2削減効果＞

＜2.事業の要件＞

【事業要件の確認】

＜3.事業の実施場所＞

【事業の実施場所・施設に関わる情報一覧】

【補助対象設備の設置場所に係る地域特性】

＜4.事業の目的・概要＞
【目的・概要】 【導入設備の仕様・性能】 【再生エネルギーの活用内容】 【事業内容】 【事業に関する広報・情報発信の取組】
＜5.実施体制＞
【事業の実施体制】 【導入設備の保守体制・計画】
＜6.実施スケジュール＞
＜7.導入設備＞
＜8.事業の効果＞
【補助対象設備による電力の使途】 【CO2削減効果】 【CO2削減コスト】 【余剰電力の使途および運用】 【停電時に電力供給可能とするシステム構成】
＜9.補助対象設備・工事等の発注先＞
＜10.事業実施に関連する事項＞
【再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項】 【他の補助金との関係】 【許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項】 【太陽光発電システムに関わるセキュリティ対策（JC-STAR適合ラベル取得）に関する事項】 【説明会及び事前周知措置実施ガイドラインの説明会及び事前周知措置（説明会等）の実施状況について】 【太陽光発電設備等の補助対象設備設置に関する耐震設計等】 【補助事業による取得財産の管理・運用に関する事項】
＜11.資金計画＞

注１　本計画書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記入内容の根拠資料等を添付すること。
　２　記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用すること。

別紙２

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

【設備等導入事業】　　経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)－(2)	(4)補助対象経費支出予定額
	円	円	円	円
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額
	円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金　額	積　算　内　訳
(記載例)		
工事費	○○○	
本工事費	○○○	
材料費	○○○	材料名　(数量) × (単価) ＝金額
・	○○○	・
・	○○○	・
付帯工事費	○○○	
・	○○○	
・	○○○	
機械器具費	○○○	
事務費	○○○	
社会保険料	○○○	
賃金	○○○	
・	○○○	
・	○○○	
合　計	円	

購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が 50 万円以上のもの）

名　称	仕様	数量	単　価	金　額	購入予定時期

注１　施設により適用する補助率が異なる場合は、所要経費の(4)～(8)の欄は補助率毎にまとめて２段書きとすること

２　本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

別紙１

識別番号	

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

【事前調査・導入計画策定事業】　　実施計画書

事業名				
事業実施の団体	団体名		法人番号	
	住所			
	代表者役職名		代表者氏名	
事業実施の責任者	責任者	住所		
		所属部署		
		職名	氏名	
		E-mail	電話番号	
事業実施の担当者（事業の窓口）	担当者	住所		
		所属部署		
		職名	氏名	
		E-mail	電話番号	
補助金の経理担当者（補助金窓口）	担当者	住所		
		所属部署		
		職名	氏名	
		E-mail	電話番号	
共同事業者	団体名		法人番号	
	住所			
	代表者役職名		代表者氏名	
	担当者	住所		
		所属部署		
		職名	氏名	
		E-mail	電話番号	

＜1.総事業費及び補助金所要額、事業の内容＞

＜2.事業の要件＞

【事業要件の確認】

＜3.事業の実施場所＞

【事業の実施場所・施設に関わる情報一覧】

＜4.事業の目的・概要＞

【目的・概要】

＜5.事前調査＞

【事前調査方法】

＜6.計画策定＞

【導入計画に盛り込む内容】

＜7.実施体制＞

【事業の実施体制】

＜8.実施スケジュール＞

＜9.事業実施に関連する事項＞

【他の補助金との関係】

＜10.資金計画＞

注　記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用すること

別紙２

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

【事前調査･導入計画策定事業】

経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 ※(1)-(2)	(4) 補助対象経費支出予定額
	(5)基準額	(6) 選定額 ※(4)と(5)を比較して 少ない方の額	(7) 補助基本額 ※(3)と(6)を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額

【施設毎の補助金計算表】

調査の実施場所	補助金計算対象額	補助金計算額
事業の調査場所（1）		
事業の調査場所（2）		
事業の調査場所（3）		
合計		

補助金計算額 （1,000円未満切捨て）	

補助対象経費支出予定額内訳			
区分・費目	細分	金額	積算内訳
業務費	―		経費区分集計表のとおり
事務費	―		
合計			

注　本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

様式第２（第６条関係）

識別番号	

第　　号
年　　月　　日

一般社団法人環境技術普及促進協会
代表理事　　水丸　隆雄　　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）
変更交付申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）を下記のとおり変更したいので、令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第６条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

１　補助事業の区分

２　補助変更申請額　　円
（うち消費税及び地方消費税相当額　　円）

３　変更内容

４　変更理由
（注）具体的に記載すること。

５　本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

（１）　責任者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（２）　担当者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（３）　連絡先（電話番号・Ｅメールアドレス）

責任者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

担当者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

注１　交付規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

２　１の金額欄の上部に（　）書きで当初交付決定額を記載する。

３　添付書類は、様式第１のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙２については、変更前の金額を上段に（　）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第３（第７条関係）

識別番号	

第　　号

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）
交付決定通知書

補助事業者　氏名又は名称
代表者の職・氏名

年　　月　　日付け　　第　　号で交付申請のあった令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）については、令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第７条第１項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和　　年　　月　　日

一般社団法人環境技術普及促進協会
代表理事　　水丸　隆雄

記

１　補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、　　年　　月　　日付け　　第　　号交付申請書のとおりである。

２　補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助基本額　　金　　円
補助金の額　　金　　円

３　事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、　　年　　月　　日付け　　第　　号交付申請書記載のとおりである。

４　事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。

５　補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付要綱（令和７年４月 18 日付け環地温発第 25041831 号）、ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデ

ルの創出に向けた導入支援事業実施要領（令和７年４月 18 日付け環地温発第 25041831 号）及び交付規程に従わなければならない。

6　この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から 15 日以内とする。

7　補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第４条第２項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

8　補助事業者が P0 ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の一般社団法人環境技術普及促進協会（以下「協会」という。）に対する補助金請求に当たっては、P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、協会は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金は P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）
（１）責任者：○○○○　○○　○○
（２）担当者：○○○○○○　○○○○　○○　○○
（３）連絡先：電話番号　06-6353-xxxx
Ｅメールアドレス　xxxxxx@eta.or.jp

様式第４（第７条関係）

識別番号	

第　　号

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）
変更交付決定通知書

補助事業者　氏名又は名称
代表者の職・氏名

年　　月　　日付け　　第　　号で変更交付申請のあった令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）については、令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第７条第１項の規定により、年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和　　年　　月　　日

一般社団法人環境技術普及促進協会
代表理事　　水丸　隆雄

記

１　補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、　　年　　月　　日付け　　第　　号変更交付申請書のとおりである。

２　変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額	金　　円	変更前補助金の額	金　　円
変更後補助基本額	金　　円	変更後補助金の額	金　　円
増　減　額	金　　円	増　減　額	金　　円

３　事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、　　年　　月　　日付け　　第　　号変更交付申請書記載のとおりである。

４　補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付要綱（令和７年４月 18 日付け環地温発第 25041831 号）、ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業実施要領（令和７年４月 18 日付け環地温発第 25041831 号）及び交付規程に従わなければならない。

5　この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。

6　補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第４条第２項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

7　補助事業者がP0ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の一般社団法人環境技術普及促進協会（以下「協会」という。）に対する補助金請求に当たっては、P0ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、協会は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はP0ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）
（１）責任者：○○○○　○○　○○
（２）担当者：○○○○○○　○○○○　○○　○○
（３）連絡先：電話番号　06-6353-xxxx
Ｅメールアドレス　xxxxxx@eta.or.jp

様式第５（第８条関係）

識別番号	

第　　号
年　　月　　日

一般社団法人環境技術普及促進協会
代表理事　　水丸　隆雄　　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）
計画変更承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）の計画を下記のとおり変更したいので、令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第８条第１項第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

１　補助事業の区分

２　変更の内容

３　変更を必要とする理由

４　変更が補助事業に及ぼす影響

５　本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

（１）責任者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（２）担当者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（３）連絡先（電話番号・Ｅメールアドレス）

責任者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

担当者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

注１　交付規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

２　事業の内容を変更する場合にあっては、様式第１の別紙１に変更後の内容を記載して添付すること。

３　経費の配分を変更する場合にあっては、様式第１の別紙２に変更前の金額を上段に（　）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第６（第８条関係）

識別番号	

第　　号
年　　月　　日

一般社団法人環境技術普及促進協会
代表理事　水丸　隆雄　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）
中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第８条第１項第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　補助事業の区分

２　中止（廃止）を必要とする理由

３　中止（廃止）の予定年月日

４　中止（廃止）までに実施した事業内容

５　中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響

６　中止（廃止）後の措置

７　本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

（１）責任者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（２）担当者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（３）連絡先（電話番号・Ｅメールアドレス）

責任者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

担当者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

注１　交付規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

２　中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第１の別紙１を使用し記載するとともに、様式第１の別紙２に交付決定額を上段に（　）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第７（第８条関係）

識別番号	

第　　号
年　　月　　日

一般社団法人環境技術普及促進協会
代表理事　水丸　隆雄　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）
遅延報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）の遅延について、令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第８条第１項第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

１　補助事業の区分

２　遅延の原因及び内容

３　遅延に係る金額

４　遅延に対して採った措置

５　遅延等が補助事業に及ぼす影響

６　補助事業の実施予定及び完了予定年月日

７　本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

（１）責任者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（２）担当者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（３）連絡先（電話番号・Ｅメールアドレス）

責任者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

担当者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

注１　交付規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

２　事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第８（第８条関係）

識別番号	

第　　号
年　　月　　日

一般社団法人環境技術普及促進協会
代表理事　水丸　隆雄　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）
遂行状況報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）の遂行状況について、令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第８条第１項第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂　行　状　況
計			

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

（1）責任者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（2）担当者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（3）連絡先（電話番号・Ｅメールアドレス）

責任者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

担当者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

注　交付規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第９（第８条関係）

識別番号	

第　　号
年　　月　　日

一般社団法人環境技術普及促進協会
代表理事　　水丸　隆雄　　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）
名称変更等報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）の交付決定の通知を受けたところ、当社は下記のとおり名称変更等したので、令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第８条第１項第七号の規定により関係書類を添えて報告します。

記

１　補助事業の区分

２　補助事業の名称

３　変更前後の名称

４　変更前後の住所

５　変更年月日

６　変更に至った経緯

７　本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

（１）責任者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（２）担当者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（３）連絡先（電話番号・Ｅメールアドレス）

責任者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

担当者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

注１　本報告に当たっては、変更後の法人登記簿を添付すること。

２　交付規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、その代表者が報告すること。

様式第10（第８条関係）

識別番号	

第　　号
年　　月　　日

一般社団法人環境技術普及促進協会
代表理事　水丸　隆雄　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）について、令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第８条第１項第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１　補助金額（交付規程第12条第１項による額の確定額）
金　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金　　円

３　本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
（１）責任者の所属部署・役職名・氏名
○○○○○○○○○○○
○○○○○　　○○　○○

（２）担当者の所属部署・役職名・氏名
○○○○○○○○○○○
○○○○○　　○○　○○

（3）連絡先（電話番号・Ｅメールアドレス）

責任者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

担当者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

注１　交付規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

２　別紙として積算の内容を添付すること。

様式第11（第８条関係）

識別番号	

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）
取得財産等管理台帳

財　産　名 （備品等名）	規　格	数量	単 価 （円）	金　額 （円）	取　得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所
合計	－	－	－		－	－	－

注１　対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程第８条第１項第十四号に規定する財産とする。

２　数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること。

３　単価は、設備の取得に係る経費（以下「設備取得費」という。）と設備取得費以外の経費（据付費、測量及び試験費、事務費等をいう。以下「諸経費」という。）の合計額とする。ただし、２つ以上の設備を整備する場合で諸経費がいずれの設備取得費に係るものか明らかでない場合は、設備取得費の比率で当該諸経費を按分し、算出する。

４　取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第12（第11条関係）

識別番号	

第　　号
年　　月　　日

一般社団法人環境技術普及促進協会
代表理事　水丸　隆雄　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）
完了実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）を完了（廃止）しましたので、令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第11条第１項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の区分

２　補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金　　円（　　年　　月　　日付け　番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額　　円）

３　補助事業の実施状況
別紙１　実施報告書のとおり

４　補助金の経費収支実績
別紙２　経費所要額精算調書のとおり

５　補助事業の実施期間
年　　月　　日　～　　年　　月　　日

６　添付資料

（１）完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）

（２）写真（工程等が分かるもの）

（３）その他参考資料（領収書等を含む。）

７　本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

（１）責任者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（２）担当者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（３）連絡先（電話番号・Ｅメールアドレス）

責任者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

担当者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

注　交付規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

別紙１

識別番号	

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

【設備等導入事業】　　実施報告書

事業名					
事業実施の団体	団体名			法人番号	
	住所				
	代表者役職名			代表者氏名	
事業実施の責任者	責任者	住所			
		所属部署			
		職名		氏名	
		E-mail		電話番号	
事業実施の担当者（事業の窓口）	担当者	住所			
		所属部署			
		職名		氏名	
		E-mail		電話番号	
経理担当者（補助金窓口）	担当者	住所			
		所属部署			
		職名		氏名	
		E-mail		電話番号	
共同事業者	団体名			法人番号	
	住所				
	代表者役職名			代表者氏名	
	担当者	住所			
		所属部署			
		職名		氏名	
		E-mail		電話番号	
	団体名			法人番号	
	住所				
	代表者役職名			代表者氏名	
	担当者	住所			
		所属部署			
		職名		氏名	
		E-mail		電話番号	
	団体名			法人番号	
	住所				
	代表者役職名			代表者氏名	
	担当者	住所			
		所属部署			
		職名		氏名	
		E-mail		電話番号	

【代表事業者及び共同事業者の基本情報等の変更について】

＜1.総事業費及び補助金所要額、CO2削減効果＞

＜2.事業の要件＞

【事業要件の確認】

＜3.事業の実施場所＞

【事業の実施場所・施設に関わる情報一覧】

【補助対象設備の設置場所に係る地域特性】

＜4.事業の目的・概要＞
【目的・概要】 【導入設備の仕様・性能】 【再生エネルギーの活用内容】 【事業内容】 【事業に関する広報・情報発信の取組】
＜5.実施体制＞
【事業の実施体制】 【導入設備の保守体制・計画】
＜6.実施スケジュール＞
＜7.導入設備＞
＜8.事業の効果＞
【補助対象設備による電力の使途】 【CO2削減効果】 【CO2削減コスト】 【余剰電力の使途および運用】 【停電時に電力供給可能とするシステム構成】
＜9.補助対象設備・工事等の発注先＞
＜10.事業実施に関連する事項＞
【再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項】 【他の補助金との関係】 【許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項】 【太陽光発電システムに関わるセキュリティ対策（JC-STAR適合ラベル取得）に関する事項】 【説明会及び事前周知措置実施ガイドラインの説明会及び事前周知措置（説明会等）の実施状況について】 【太陽光発電設備等の補助対象設備設置に関する耐震設計等】 【補助事業による取得財産の管理・運用に関する事項】
＜11.資金計画＞

注１　本報告書に、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類を添付する。

２　記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙２

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

経費所要額精算調書

１．経費実績額

(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)－(2)	(4)補助対象経費実支出額	(5)基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 ⑷と⑸を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 ⑶と⑹を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額	(9)補助金交付決定額	(10)過不足額 (9)－(8)
円	円	円	円	円

２．補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金　額	積　算　内　訳
(記載例)		
工事費	○○○	
本工事費	○○○	
材料費	○○○	材料名　(数量) × (単価) ＝金額
・	○○○	・
・	○○○	・
付帯工事費	○○○	
・	○○○	
・	○○○	
機械器具費	○○○	
事務費	○○○	
社会保険料	○○○	
賃金	○○○	
・	○○○	
・	○○○	
合　計	円	

注１　施設により適用する補助率が異なる場合は、所要経費の(4)～(8)の欄は補助率毎にまとめて２段書きとすること

２　本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

別紙１

識別番号	

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業
【事前調査・導入計画策定事業】　　実施報告書

事業名					
事業実施の団体	団体名			法人番号	
	住所				
	代表者役職名			代表者氏名	
事業実施の責任者	責任者	住所			
		所属部署			
		職名		氏名	
		E-mail		電話番号	
事業実施の担当者（事業の窓口）	担当者	住所			
		所属部署			
		職名		氏名	
		E-mail		電話番号	
補助金の経理担当者（補助金窓口）	担当者	住所			
		所属部署			
		職名		氏名	
		E-mail		電話番号	
共同事業者	団体名			法人番号	
	住所				
	代表者役職名			代表者氏名	
	担当者	住所			
		所属部署			
		職名		氏名	
		E-mail		電話番号	

＜1.総事業費及び補助金所要額、事業の内容、CO2削減効果＞

＜2.事業の要件＞

【事業要件の確認】

＜3.事業の実施場所＞

【事業の実施場所・施設に関わる情報一覧】

＜4.事業の目的・概要＞

【目的・概要】

【再生可能エネルギーの活用内容】

＜5.事前調査＞

【事前調査結果】

＜6.計画策定＞

【導入計画に盛り込んだ内容】

【導入量、発電量】

＜7.実施体制＞

【事業の実施体制】

＜8.実施スケジュール＞

＜9.導入予定設備、導入予定年度、事業費＞

＜10.事業実施に関連する事項＞

【再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項】

【他の補助金との関係】

注　記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙２

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

【事前調査・導入計画策定事業】　　経費所要額精算調書

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入 ※寄付金その他の収入が	(3) 差引額 ※(1)-(2)	(4) 補助対象経費実支出額	(5)基準額
(6) 選定額 ※(4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 ※(3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 ※(9)-(8)

【施設毎の補助金計算表】

調査の実施場所	補助金計算対象額	補助金計算額
事業の調査場所（1）		
事業の調査場所（2）		
事業の調査場所（3）		
合計		

補助金計算額 （1,000円未満切捨て）	0円

補助対象経費実支出額内訳			
区分・費目	細分	金額	
業務費	―		
事務費	―		
合計			

注　本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

様式第13（第11条関係）

識別番号	

第　　号
年　　月　　日

一般社団法人環境技術普及促進協会
代表理事　水丸　隆雄　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）
年度終了実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）の令和８年度における実績について、令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第11条第２項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の区分

２　補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金　　円（　　年　　月　　日付け　番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額　　円）

３　補助事業の実施状況

※ 交付規程第８条第１項第五号の規定に基づき一般社団法人環境技術普及促進協会の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

４　補助金の経費所要額実績
別紙のとおり

５　本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

（１）責任者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（２）担当者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（３）連絡先（電話番号・Ｅメールアドレス）

責任者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

担当者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

注　交付規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

別紙

経費所要額実績

（単位：円）

交付決定の内容		年度内遂行実績		
(1) 補助対象経費の区分	(2) 交付決定額	(3) 補助金受入額	(4) 支払実績額	(5) 翌年度繰越額
合　計				

様式第14（第12条関係）

識別番号	

第　　号

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）
交付額確定通知書

補助事業者　氏名又は名称
代表者の職・氏名

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定した令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）については、　　年　　月　　日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第12条第１項の規定により通知する。

年　　月　　日

一般社団法人環境技術普及促進協会
代表理事　水丸　隆雄

記

確　定　額　　金　　円

（超過交付額が生じた場合）
なお、超過交付となった金　　円については、交付規程第 12 条第２項及び第３項の規定により年　　月　　日までに返還することを命ずる。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）
（１）責任者：○○○○　○○　○○
（２）担当者：○○○○○○　○○○○　○○　○○
（３）連絡先：電話番号　06-6353-xxxx
Ｅメールアドレス　xxxxxx@eta.or.jp

様式第 15（第 13 条関係）

識別番号	

第　　号
年　　月　　日

一般社団法人環境技術普及促進協会
代表理事　水丸　隆雄　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）
精算（概算）払請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）の精算払（概算払）を受けたいので、令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第 13 条第２項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　金　　円

２　請求金額の内訳
（概算払の場合）　（単位：円）

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払受領済額 ⑤	差引請求額 ④－⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④＝②+③		
計						

（精算払の場合）　（単位：円）

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①－②

３　振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

４　概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

５　本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

（１）責任者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（２）担当者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（３）連絡先（電話番号・Ｅメールアドレス）

責任者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

担当者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

注　交付規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

様式第16（第15条関係）

識別番号	

第　　号
年　　月　　日

一般社団法人環境技術普及促進協会
代表理事　水丸　隆雄　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）に係る
翌年度補助事業開始承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた令和8年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）のうち、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるので、令和8年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程第15条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1　補助事業の概要
（1）補助事業の名称
（2）補助事業の概要
（3）翌年度における補助事業の概要

2　翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する必要性

3　参考資料

4　本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

（1）責任者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（2）担当者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○

（3）連絡先（電話番号・Ｅメールアドレス）

責任者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

担当者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

様式第17　（第16条関係）

識別番号	

第　　号
年　　月　　日

環　境　大　臣　　殿

補助事業者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）
令和〇〇年度事業報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）について、令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第16条第１項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１　事業実施による二酸化炭素排出削減効果について
（１）〇〇年度二酸化炭素排出削減量（実績）

（２）実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因

２　本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
（１）責任者の所属部署・役職名・氏名
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇　　〇〇　〇〇

（２）担当者の所属部署・役職名・氏名
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇　　〇〇　〇〇

（3）連絡先（電話番号・Ｅメールアドレス）

責任者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

担当者　xxx-xxx-xxxx　　xxxxxx@xxx.xxx.xx

注１　様式第 17 は参考書式であり、事務の簡素化の観点から、任意の様式・提出方法を指定する場合がある。

２　交付規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。